

氷見市子育て世帯物価高対応重点支援給付金申請書(請求書)

支給市区町村(※基準日時点の市区町村)
氷見市長あて

本給付金は、氷見市物価高対応重点支援給付金(非課税世帯:7万円、均等割のみ課税世帯:10万円)の支給を受ける世帯のうち、子育て世帯への加算給付です。

裏面の【誓約・同意事項】を全て確認しチェックしました。全ての内容に誓約・同意の上、申請します。また、本申立ての内容に相違ありません。

1. 申請・請求者(世帯主)			記入日	令和	年	月	日
(フリガナ) 氏名	性別	生年月日	現住所				
男・女	大正・昭和・平成・令和	年 月 日	電話 () ※日中連絡のつく連絡先				

▶ 世帯主の本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカード(顔写真付きの面)等)の写しを添付してください。

2. 対象児童

令和5年12月1日時点で、扶養している平成17年4月2日生まれ以降の児童を記入してください。

- 対象となる児童の範囲は、以下のとおりです。
 ア 令和5年12月1日時点で、「申請・請求者」と同一世帯である18歳以下の児童(平成17年4月2日以降に生まれた児童)
 イ 「申請・請求者」と同一世帯、もしくは、別世帯だが扶養している令和5年12月2日以降に生まれた新生児
 ウ 令和5年12月1日時点で、同一世帯ではないが「申請・請求者」が扶養している18歳以下の児童(平成17年4月2日以降に生まれた児童)
 ※すでに氷見市もしくは他市町村から物価高対応重点支援給付金(非課税世帯:7万円、均等割のみ課税世帯:10万円)または同様の給付金を受給している児童、もしくは、それらのこども加算給付の対象となった児童は対象外です。
- 施設入所児童は対象にはなりません。

	(フリガナ) 氏名	性別	続柄	生年月日	同居・別居の別	※別居の場合に記載してください		
						住所	監護の有無	生計関係
1		男・女		平成・令和 年 月 日	同居・別居		有・無	同一・維持
2		男・女		平成・令和 年 月 日	同居・別居		有・無	同一・維持
3		男・女		平成・令和 年 月 日	同居・別居		有・無	同一・維持
4		男・女		平成・令和 年 月 日	同居・別居		有・無	同一・維持
5		男・女		平成・令和 年 月 日	同居・別居		有・無	同一・維持

3. 申請額・請求額

対象児童数 (「3.対象児童」に記載の人数)	人	×	50,000円	=	申請額・請求額	円
---------------------------	---	---	---------	---	---------	---

○ 申請額・請求額は対象児童1人当たり一律50,000円となります。(例)対象児童3人の場合:3人×50,000円=150,000円

4. 振込口座(原則、「1. 申請・請求者」名義の口座)

※長期間入金のない口座を記入しないで下さい。

※振込を希望する口座を下欄に記載し、**振込先金融機関口座確認書類**を添付してください。

【受取口座記入欄】

金融機関名	支店名	分類	口座番号 (右詰めでお書きください。)	口座名義(カナ) ※「1. 申請・請求者」名義に限る。 ※通帳の表記に合わせてください。
1.銀行 5.農協 2.金庫 6.漁協 3.信組 7.信漁連 4.信連	本店・支店 本所・支所 出張所	1普通 2当座	
金融機関コード	支店コード			

※ゆうちょ銀行の場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号(7桁)」「(通帳見開き下部に記載)をご記入ください。

裏面も必ずご確認ください

○ 申請・請求者の委任を受けて、代理人の口座に振り込む場合は、下記を必ず記入してください。

代理人	(フリガナ)	申請・請求者 と代理人 の関係	代理人の生年月日	代理人の住所及び連絡先
	代理人氏名		明治・大正・昭和・平成・令和 年 月 日	電話 () ※日中連絡のつく連絡先 署名(または記名押印)
上記の代理人に本給付金の(□申請・請求 □受給 □申請・請求及び受給)に関する権限について委任します。 (委任される事項の□にチェック「✓」を記入してください。)			申請・請求者氏名	

【誓約・同意事項】 ※以下の全ての誓約・同意事項について確認し、□にチェック「✓」を入れてください。

氷見市子育て世帯物価高対応重点支援給付金(以下「本給付金」という。)の支給要件(※)に該当します。

※ 本給付金の支給対象となるには、以下のアまたはイのいずれかに該当し、平成17年4月2日以降に生まれた児童を扶養していることが必要です。

- ア 氷見市物価高対応重点支援給付金(非課税世帯:7万円)の受給者である。
本給付金の対象児童は、令和5年度分の住民税均等割が課されていない。
- イ 氷見市物価高対応重点支援給付金(均等割のみ課税世帯:10万円)の受給者である。
本給付金の対象児童は、令和5年度分の住民税所得割が課されていない。
- 世帯の中に、住民税課税となる所得があるのに未申告である者はいません。
- 本給付金の支給要件の該当性等を審査等するため、氷見市が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。
- 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- この申請書は、氷見市において支給決定をした後は、本給付金の請求書として取り扱います。
- 氷見市が本給付金の支給決定をした後、申請書(請求書)の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、氷見市の指定した日までに、申請・請求者に連絡・確認できない場合に、本給付金が支給されないことに同意します。
- 本給付金の支給後、本申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合や本給付金の支給要件に該当しないことが判明した場合には、本給付金を返還します。

提出書類

- 氷見市子育て世帯物価高対応重点支援給付金申請書(請求書)
(本書)
※必要事項をご記入ください。
- 『申請・請求者の本人確認書類の写し(コピー)』
※申請・請求者の運転免許証、マイナンバーカード(表面)、パスポート、健康保険証、年金手帳、介護保険証等の写し(コピー)をご用意ください。
- 『受取口座を確認できる書類の写し(コピー)』
※通帳やキャッシュカードの写し(コピー)など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し(コピー)をご用意ください。

【代理人が申請する場合は下記の書類も必要です】

- 『代理人の本人確認書類の写し(コピー)』
※代理人の運転免許証、マイナンバーカード(表面)、パスポート、健康保険証、年金手帳、介護保険証等の写し(コピー)をご用意ください。

【児童と別世帯の場合は下記の書類も必要です】

- 令和5年12月1日時点で別居している児童について申請する場合
別居している児童の世帯の住民票の写し(コピー) ※発行日から3か月以内のもの

※【誓約・同意事項】のチェック漏れや、添付書類の不備はありませんか。(チェック漏れや添付書類の不備がある場合、給付を受けられません。)